

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 期末手当の改定

一 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げる。こと。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げる。こと。（法第二条の規定による改正

後の第七条の二関係）

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二は令和三年四月一日から施行すること。